

朝霞市保育業務支援システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、朝霞市保育業務支援システム導入業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方の選定に当たり、プロポーザル方式により実施するため、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、プロポーザルとは、本業務の契約の相手方を選定するため、事業者の本業務に係る提案を求め、最も優れた内容の提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する方式をいう。

3 実施

本業務の優先交渉権者は、プロポーザルによる選定（以下「本プロポーザル」という。）により決定する。また、本プロポーザルを実施するときは、実施要領を本市ホームページ等により公表する。

4 参加資格

朝霞市保育業務支援システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）「3 参加資格」による。

5 審査

本プロポーザルによる審査は、次のとおり行う。

(1) 書類審査

本業務に係る審査基準（別表1）に基づき、次の書類審査委員の判断に基づく評点の合計点で、上位4者を合格者として、プレゼンテーション審査を行う。

なお、書類審査の結果は提案事業者に送付するが、公表は行わない。

<書類審査委員>

- ・こども・健康部長
- ・保育課長
- ・保育課長補佐
- ・保育課保育総務係長
- ・デジタル推進課職員

(2) プレゼンテーション審査

本業務に係る審査基準（別表2）に基づき、次のプレゼンテーション審査委員の判断に基づく評点の合計点と（1）の書類審査の合計点を加えた合計の最上位の1者を優先交渉権者として、契約に向けた交渉を行う。

なお、プレゼンテーション審査の結果は提案事業者に送付するとともに、市ホームページにて公表する。公表する内容は、提案事業者名、採点結果とする。ただし、優先交渉権者以外の提案事業者は、採点結果のみを公表する。

<プレゼンテーション審査委員>

- ・こども・健康部長
- ・保育課長
- ・保育園長 代表2名
- ・保育士 代表2名

6 質問

事業者は、実施要領の定めるところにより、本プロポーザル等について質問を行うことができる。質問は電子メールにより受付し、回答は質問者の名前を記載せずに質問回答書にとりまとめ、市ホームページで公表する。

7 契約締結に向けた流れ

実施要領「4 スケジュール」による。